

○松山市高齢者いきいき支援事業実施要綱

平成12年3月31日

要綱第43号

改正 平成13年3月30日要綱第24号

平成15年3月26日要綱第23号

平成16年3月25日要綱第14号

平成16年12月28日要綱第85号

平成17年8月12日要綱第61号

平成18年3月31日要綱第47号

平成19年3月30日要綱第40号

平成20年3月31日要綱第41号

平成21年3月25日要綱第16号

平成22年4月1日要綱第39号

平成23年3月30日要綱第29号

平成25年6月13日要綱第49号

平成26年4月1日要綱第42号

平成29年4月1日要綱第16号

令和2年10月20日要綱第95号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定によるサービスを受けられない等のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の要援護高齢者に対し、生活支援事業、生きがい対策事業及び保健予防対策事業等のサービスを提供することにより、これらの者の自立と生活の質の確保及びその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図り、もって総合的な保健福祉の向上に資することを目的とする。

(事業の委託)

第2条 市長は、必要に応じ、利用者、サービス内容、利用料及び利用の廃止又は停止の決定を除き、この事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、民間事業者等に委託することができる。

(事業の内容)

第3条 この要綱に基づき実施する事業の内容、利用対象者、実施方法及び利用料等は、別表のとおりとする。

(利用者の決定等)

第4条 この事業を利用しようとする者は、松山市高齢者いきいき支援事業申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、申請は、市長が特に認める場合を除き、利用者が行うものとする。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、利用対象者の状況、当該世帯の状況等必要事項を調査のうえその可否、方法等を決定し、松山市高齢者いきいき支援事業利用決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要すると市長が認めたときは、申請書の提出等の手続は、事後に行うことができる。

（利用料等）

第5条 市長は、他の類似の在宅福祉サービスの利用料、介護保険における利用者負担金、公共料金等との均衡を考慮して、事業ごとに適切な利用料又は食材料費等の実費を定めるものとする。

2 利用者は、前項の費用を市長が定める方法により支払うものとする。

（利用の廃止等）

第6条 利用者は、転出、入院等により別表に定める利用対象者の要件を欠くこととなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、その内容に応じて、当該事業の利用の廃止又は停止を決定し、松山市高齢者いきいき支援事業利用廃止（停止）決定通知書（第3号様式）により利用者に通知するものとする。

3 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業を中止し、又は停止することができる。

(1) 利用料を滞納したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により事業を利用していることが判明したとき。

(3) その他市長が利用を不相当と認めたとき。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成13年3月30日要綱第24号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月26日要綱第23号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表緊急通報体制整備事業の項及び徘徊高齢者家族支援サービス事業の項の改正規定は、平成15年7月1日から施行する。

付 則（平成16年3月25日要綱第14号）

この要綱中、別表ふれあい・いきいきサロン事業の項の改正規定は平成16年4月1日から、同表配食サービス事業の項の改正規定は平成16年7月1日から施行する。

付 則（平成16年12月28日要綱第85号）

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

付 則（平成17年8月12日要綱第61号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年3月31日要綱第47号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日要綱第40号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月31日要綱第41号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月25日要綱第16号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年4月1日要綱第39号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年3月30日要綱第29号）

この要綱中別表家事援助サービス事業の項の改正規定及び第1号様式の改正規定（「家事援助サービス事業」を「日常生活支援・指導事業」に改める部分に限る。）は平成23年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

付 則（平成25年6月13日要綱第49号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年4月1日要綱第42号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に配食サービス事業、緊急通報体制等整備事業又は徘徊高齢者家族支援サービス事業（以下「配食サービス事業等」という。）の利用の決定を受けた者に係るこの要綱による改正後の別表配食サービス事業の項、緊急通報体制等整備事業の項又は徘徊^{はいかい}高齢者家族支援サービス事業の項の規定の適用については、平成26年7月1日以後に利用する配食サービス事業等の利用者について適用し、同日前に利用した配食サービス事業等の利用者については、なお従前の例による。

付 則（平成29年4月1日要綱第16号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年10月20日要綱第95号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の第1号様式及び第5号様式による用紙で

，現に残存するものは，所要の修正を加え，なお使用することができる。

別表（第3条関係）

事業名	事業内容	利用対象者	実施方法等	利用料等
生きがいデザインサービス事業	<p>市長が指定した実施施設において、次のサービスを利用者に提供する。</p> <p>(1) 基本事業（教養講座、スポーツ活動、創作活動、趣味活動等）</p> <p>(2) 送迎</p> <p>(3) 入浴サービス</p> <p>(4) 給食サービス</p>	<p>本市に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者で、介護保険法に規定する通所介護を利用することができないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、サービスを受けることができない。</p> <p>(1) 疾病又は負傷のため入院治療の必要な者</p> <p>(2) 送迎不能な者</p> <p>(3) その他市長が不相当と認めた者</p>	<p>サービスの実施回数は週1回程度とし、実施時間は1日4時間程度（土・日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。</p>	<p>1日当たり事業経費負担分500円（基本事業分370円、送迎加算分80円、入浴加算分50円）及び食材料費等負担分500円とする。ただし、生活保護受給者の事業経費負担分は、無料とする。</p> <p>事業経費負担分については、高齢者いきいき支援事業費用納入通知書（第4号様式）により、1月に利用した回数に応じて支払うものとする。</p>
配食サービス事業	<p>利用者に対して、市長が指定する通所介護施設において配食サービス（1日につき1食）を提供する。</p>	<p>本市に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等又は心身障害者のいる世帯に属する者とする。</p>	<p>配食時間、配食地域、食材等については、実施施設の定めるところとする。</p>	<p>1食につき食材料費、調理費、配送料等実費分として、市民税の所得割が課税されている者がいない世帯は450円、市民税の所得割が課税されている者がいる世帯は500円を負担するものとする。</p>

<p>緊急通報体制等整備事業</p>	<p>利用者の居宅に緊急通報装置を設置し、緊急時に受信センターが迅速かつ適切な措置を講じる。</p>	<p>本市に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等であって、電話加入権を所有しているものとする。</p>	<p>設置を希望する者は、緊急時に受信センターが指示する事項に善意を持って対処することができる協力者2人の承諾書（第5号様式）を添付するものとする。</p>	<p>生活保護世帯は無料、市民税の所得割が課税されている者がいない世帯は月額500円、市民税の所得割が課税されている者がいる世帯は月額1,000円を負担する （利用した日数による日割は行わない。）ものとし、高齢者いきいき支援事業費用納入通知書により、利用した翌月に支払うものとする。ただし、回線使用料（基本使用料、通話料及び付加使用料）及び設置後の移転、工事、修理等に要する費用については、利用者の負担とする。</p>
<p>徘徊高齢者 家族支援サービス事業</p>	<p>認知症高齢者が徘徊した場合には、早期に発見できるシステムを活用して、その居場所を家族等に伝え、事故の防止を図る等、家族が安心して介護できる環境を整備す</p>	<p>本市に住所を有するおおむね65歳以上の徘徊の見られる高齢者を居宅において介護している家族とする。</p>	<p>設置を希望する者は、端末機の管理及び緊急時の検索に際して、受信センターが指示する事項に善意を持って対処するものとする。</p>	<p>生活保護世帯は無料、市民税の所得割が課税されている者がいない世帯は月額500円、市民税の所得割が課税されている者がいる世帯は月額1,000円を負担する</p>

	る。		(利用した日数による日割りは行わない)ものとし、高齢者いきいき支援事業費用納入通知書により、利用した翌月に支払うものとする。ただし、設置後の修理等に要する費用については、利用者の負担とする。
--	----	--	---